

住宅・土地統計調査の精度維持・向上のための協力について

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）並びに総務省統計局統計調査部国勢統計課（以下「乙」という。）は、次のとおり合意した。

（登記情報の提供）

第1条 甲は、関係行政機関相互の密接な連携の一環として、統計法（平成19年法律第53号）第29条第1項に規定する総務大臣の求めにより、東京都練馬区に所在する不動産を対象とする登記に関する情報（以下「登記情報」という。）を物件ごとに提供する。

2 乙は、法務省が別途定める利用規約に基づいて、登記情報連携システムを利用するものとする。法務省は自らの裁量に基づき利用規約を変更する権利を有する。

（提供方法）

第2条 登記情報の提供は、登記情報連携システムを用いて行う。

2 登記情報は、甲から乙へ一括して提供するものとし、甲及び乙の地方支分部局においては、これに関する事務は取り扱わない。

3 提供の時期は、甲乙が別途協議して定める。

（目的外使用の禁止等）

第3条 乙は、甲から提供された登記情報を、令和5年に実施する統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第1二の項に掲げる住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の精度維持・向上に資する検証のため以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 前項の目的を達成するため、乙は、甲に対し、甲から提供された登記情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。

（費用の負担）

第4条 登記情報の収集及び提供のために必要なシステムの開発及び運用に関する経費は、乙が負担する。

（登記情報連携システムの利用等に係る作業分担）

第5条 乙は、登記情報連携システムを使用するに当たり、必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク機器を設置し、維持及び管理を行う。

（登記情報連携システムの使用許諾）

第6条 乙は、登記情報連携システムを使用して取得した登記情報のデータ等について、法令より定められた範囲においてのみ、利用することができるものとする。登記情報連携システムでは、以下の機能を使用することが可能である。

一 個別取得データの取得

二 個別データの送信

(免責事項)

第7条 乙は、情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。

(登記情報連携システムの使用制限)

第8条 登記情報連携システムを使用して取得した登記情報のデータ等の適切な管理のための要請等

一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した登記情報のデータ等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。

二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、登記情報のデータ等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。

三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

(登記情報連携システムの利用の停止)

第9条 登記情報連携システムを使用して取得した登記情報のデータ等の漏えいが発生した場合又は本取り交わしに違反する行為が認められた場合、甲の通知によって、直ちに登記情報連携システムによる処理を停止することができる。

(利用目的達成後の措置)

第10条 乙は、甲から提供された登記情報のデータを、その利用の目的を達成した後、速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(細目)

第11条 甲が提供する登記情報の範囲及び提供方法並びに乙が負担する経費の支出方法等の細目については、甲乙が別途協議して定める。

令和3年3月1日

(甲) 法務省民事局民事第二課長

村松 秀樹

(乙) 総務省統計局統計調査部国勢統計課長

阿向 泰二郎